

参議院農林水産委員会會議録第五十三号

(四六八)

昭和三十六年六月一日(木曜日)

午前十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
東 隆君
森 八三三君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣藤一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
北村 暢君
棚橋 小虎君

衆議院議員

丹羽 兵助君

政府委員

農林省農地局長 伊東 正義君
農林省振興局長 齋藤 誠君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

参考人

愛知用水
公団總裁 浜口 雄彦君

本日の會議に付した案件

○愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

愛知用水公団法の一部を改正する法律案(閣法第一四〇号、衆議院送付)を議題といたします。本案に対する質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。なお、公団よりは、浜口總裁が参考人として出席されております。浜口總裁は十二時までで、その後はやむを得ない御用があるとかいふことでありますから、御参考までに申し上げておきます。

○東隆君 この愛知用水公団法の一部を改正する法律案を中心にして、私は機械開発公団と愛知用水公団との関係その他について、私は将来水資源開発公団と関連をして非常に問題があるのではないか、こんなような気がいたしました。ことに水資源開発促進法を中心にして、農林省と建設省との関係もあるようでありますが、しかし、私は農地の開発ということを中心にしたしますと、機械開発公団の方がプロパーの仕事をやっているのではないか。それから水を中心に考えますと、愛知用水公団は水系を中心にしてやっております。そこでいろいろ問題が複雑多様になつてくるようでありますけれども、私は農林省が、ことに農地局が中心になつて考えた場合に、愛知用水公団と機械開発公団とのつながりというものがあるに過ぎないものになるんではないか、こんなような気がいたしましたので、その間の事情をどういふふうにお考えになつておられるのかお聞きをいたしたいわけであります。

○政府委員(伊東正義君) 御質問の点でございますが、今お触れになりましたように公団が三つございまして、水資源開発公団というのは、今衆議院で御審議願つております。それから愛知用水公団と機械公団でございますが、まず、愛知用水公団と機械公団の関係でございますが、これは従来先生も御承知のように、愛知用水公団は木曾川と水系を特定いたしましたして、水資源の開発をやりました、あわせて農地の造成等も若干これは開墾等を含めましてこれは付帯的といひますが、やったわけでございますが、機械公団はこれも北海道、御承知のように北海道の篠津あるいは根釧、内地へ参りました上北、北岩手、どちらかといひますと、大規模開墾といひますか、そういうことを主体にいたしましてそのほかに持つております機械を八郎潟でございますと、あちこちの特定工事に貸す、機械貸与、二つの仕事をいたしております。それで、機械公団の将来は、これは今申し上げましたような形で、やはり大きな地区の農地の造成、これは草地も含めまして、私は今後考えていくべきだといふふうに思っております。

が、そういう大規模の農地、草地といふものの造成ということとなつております。機械等があるいはいろいろな農地関係の仕事に貸与して行くといふようなことで進んだらどうかというふうなうに実は考えておる次第でございます。

愛知用水公団につきましては、これは、御承知のように、木曾川の関係は、御承知のように、御審議願つております。一応やることを考えておりますが、これの将来は、先生のおっしゃいました水資源開発公団といふものが、もし御審議を経まして発足いたしますれば、あれはまさに、法律にも書いてございまして、特定の水系につきまして水資源の開発なり、あるいは水資源の合理的利用をはかつていこうというやうなことを目的としたしておるわけで、まさに愛知用水公団が木曾川についてやりましたことと大体九〇％は合致いたしております。若干治水の関係が入つて参りますので、若干の違いはございしますが、ほとんど性格的には愛知用水公団が全国的に発展解消したような形ではないかといふふうに私も考えております。

と、実は書いてございせんが、これは世銀等の了解を得られれば、三十八年度以降諸般の準備を整えれば、愛知用水公団は豊川事業を含めまして水資源開発公団と一緒に参ります。これはもう豊川が終れば終わつてしまふといふのでなくて、今度は全国的に考えられます特定の水系の開発なりをしていくといふふうには持つていきまふことが、一番愛知用水公団といふものを考えた場合に適当じゃないかといふふうには考えまして、機械公団は、水資源開発公団とも愛知用水公団とも別にして参る。愛知用水公団は将来水資源公団と一緒に参るというやうな形を考えたらどうかといふふうに現時点では考えております。

○東隆君 まだ豊川用水の問題が具体化しない前には、愛知用水公団と機械開発公団の合同のような、そういうやうな話も新聞などに出ておつたものでありますから、お聞きいたしましたわけでありまして、そうすると、機械開発公団は水系を中心にしていない方面の開発、それから愛知用水公団がおそらく中心のやうな形になるだらうと思ひますが、水資源開発公団は、これは特別の水系を中心にして開発その他の方面をやるんだと、こういうふうには理解をして、そういうふうには整理をおやりになるお考えと承つておいてよろしいですか。

○政府委員(伊東正義君) 大体その通りでございます。愛知用水公団が水資源公団となりまして、付帯的に若干

反三十万円といいますが、坪千円、この前後であればまだいいけれども、これが二千万、三千万というような地価になったときは、私はもう農地じゃないと思うのです、経済的の価格からいけば、そういうふうなことが、この時期に、繰り返して申しますが、この地区の農地が近い将来に、現在でも私はそういう地区があると思うのですが、坪二千円、三千万、さらに五千万、六千万となったときに、この事業を計画された当時のような農村の姿というものはなくなってしまうのです。なぜ私はこういうことを申し上げるかという、これはこの間、浜口総裁にも非公式にちよつと立ち話で申し上げましたが、私は私の県の相模原の畑地灌漑、これはここにのちにおられます櫻井さんが農林省におられたときに畑地灌漑を盛んにやられて、相模原は全国のモデル・ケースだと言われて、外国から来た人も引っぱって見て見たわけですから、ところが、この二、三年前から相模原の畑地灌漑におきましてまず起こったことは、農民が負担金の不払い同盟をやった。もうわれわれのところは百姓なんかやってる余地はないのだ、地価は二千万、三千万している。現在はもう六千万、七千万しています。農民が負担金払わない。そこで、やむを得ず神奈川県は比較的富裕県なものですから、県の企業庁において水道事業と結びつけてこの農民の負担を県の負担に切りかえて、どうやら今維持しているというところは、伊東さん御存じの通りだと思ふ。こういうことが土地柄からいって中京地区におきまして、この相模原の轍を踏むのではないかと、私はおそれを持っておる。であります

すから、今後、五年なり十年先のこの地区の地価の値上がり、産業の発展そういうものを織り込んで、そういう場合にはどうするということ一応の私は構想というものがなくちゃいかぬと思うのです。それらについて、何か一応想定してあるものがあるのかどうかということなんです。これを、全く今相模原の畑地灌漑というの古い話ですけども、十年、十五年前に農林省が考へたことは全く夢のようなことになつてきているわけなんです。これが愛知公園なり、豊川用水の地区において、これは事情が違ふものではないと思ふ。大体似ておると思うのですが、それらについてはどのようなお考えを持っていますか。

下らないし持合ひというような数字が出ております。三十四年から五年はまだ出ておりませんので、どういう趨勢を示しますかわかりませんが、全国的に農地を農地として売る場合に、みんな上がっているのだということじゃなく、実は今申し上げましたように、下がる、あるいは持合ひの県が半分足らず出ておりますことは、これはもう少し長い目で見なければなりません。注目すべきものだといふふうに私も見ておりました。ただ、地価の問題については、もう少しその様子を見まして、どういふふうにするかを考えたいと思つております。

も合理的な考え方ではないかと思つておりますので、実はそういうことに途中から切りかえがでないかということ、愛知用水その他につきましても計測器等をつけまして、いつでもそういうことに切りかえられるような準備をしようじゃないかということ、実は工事の面ではやっております。やつておりますが、今先生のおっしゃいますように、地価が上がりました場合の対策としては、特にはやっております。ただ、もう少し言わしていただきますれば、今の地価というものが非常に高いというのは、大体一反歩とか、二反歩の買い足しでございます。買ひ足しですと、今の値段でも引き合います。一反、二反ということであれ

が安全だと思ふので、御質問申し上げたわけですが、もう一つは、これも相模原の地区ですが、ここに愛知出身の森さんもおられますけれども、地方としてこういう問題も起こつておるのです。相模原の地区におきましては、畑地灌漑の地区に入つておるがために、工場の誘致が非常に困難なんです。たまたま地区をはずれた隣の村は、畑地灌漑に昔は入りたいといつていたのだが、はずされた。ところが現在になつてみれば、入つていなかったために工場その他の誘致が比較的自由だ。ところがその地区に入れられたために、工場の誘致が困難だ。というのは、農地のいろいろな手続がめんどうだ。農林省の方も、国費をかけて、県費をかけて、そうしてやつたものを、そう簡単に地目の変換はできないといふことで、非常にごたごたした。で、最近農林省の方の非常な御理解で、ある地区におきましては、それは少し緩和しようといふようなこともやつておられることは、私は非常にいいことだと思ふのだが、同様のことが、私は、愛知県におきましてもそういう問題が起ると思ふのです。起ることを予想して、そういう場合には、現在、神奈川県は相模原の畑地灌漑地区において、農林省が、いろいろな経過はありましたが、農地が、特別な措置をとつておるうちに、この道もやはり私はお考え願つておかぬと、愛知用水そのものも、これからは農民からは非常に、のろいの的になるというのを私はおそれるのです。一体そういう点はやはり何か備へておられますか。

○政府委員(伊東正義君) 今の問題で

政府委員(伊東正義君) 地価の問題、先ほどお話がございましたが、愛知用水地区では農地を農地として売り出す程度が三千万ないし四千万、畑で二十万ないし三千万というのが現状でございます。これは農地を農地として売ります場合でございます。転用となりますればもっと高くなるだろうと思ひます。今先生おっしゃいましたように、将来どのくらいこれは上がるか想定をしておるかというお話でございますが、現在それはいたしておりませんが、ただ、現在地価の推移は、実はこれはもう少し長い目で見なければならぬと思ふのですが、三十三年から三十四年等に、農地を農地として売ります場合に、これは不動産研究所でございますから、前の勧銀ですか、調べたものは、田につきましては価格の下落したもの、あるいは持合ひの県が実は十九県、二十県くらい出ております。畑が二十二県でしたか、二十三県が価格が

政府委員(伊東正義君) 地価の問題、先ほどお話がございましたが、愛知用水地区では農地を農地として売り出す程度が三千万ないし四千万、畑で二十万ないし三千万というのが現状でございます。これは農地を農地として売ります場合でございます。転用となりますればもっと高くなるだろうと思ひます。今先生おっしゃいましたように、将来どのくらいこれは上がるか想定をしておるかというお話でございますが、現在それはいたしておりませんが、ただ、現在地価の推移は、実はこれはもう少し長い目で見なければならぬと思ふのですが、三十三年から三十四年等に、農地を農地として売ります場合に、これは不動産研究所でございますから、前の勧銀ですか、調べたものは、田につきましては価格の下落したもの、あるいは持合ひの県が実は十九県、二十県くらい出ております。畑が二十二県でしたか、二十三県が価格が

政府委員(伊東正義君) 地価の問題、先ほどお話がございましたが、愛知用水地区では農地を農地として売り出す程度が三千万ないし四千万、畑で二十万ないし三千万というのが現状でございます。これは農地を農地として売ります場合でございます。転用となりますればもっと高くなるだろうと思ひます。今先生おっしゃいましたように、将来どのくらいこれは上がるか想定をしておるかというお話でございますが、現在それはいたしておりませんが、ただ、現在地価の推移は、実はこれはもう少し長い目で見なければならぬと思ふのですが、三十三年から三十四年等に、農地を農地として売ります場合に、これは不動産研究所でございますから、前の勧銀ですか、調べたものは、田につきましては価格の下落したもの、あるいは持合ひの県が実は十九県、二十県くらい出ております。畑が二十二県でしたか、二十三県が価格が

政府委員(伊東正義君) 地価の問題、先ほどお話がございましたが、愛知用水地区では農地を農地として売り出す程度が三千万ないし四千万、畑で二十万ないし三千万というのが現状でございます。これは農地を農地として売ります場合でございます。転用となりますればもっと高くなるだろうと思ひます。今先生おっしゃいましたように、将来どのくらいこれは上がるか想定をしておるかというお話でございますが、現在それはいたしておりませんが、ただ、現在地価の推移は、実はこれはもう少し長い目で見なければならぬと思ふのですが、三十三年から三十四年等に、農地を農地として売ります場合に、これは不動産研究所でございますから、前の勧銀ですか、調べたものは、田につきましては価格の下落したもの、あるいは持合ひの県が実は十九県、二十県くらい出ております。畑が二十二県でしたか、二十三県が価格が

政府委員(伊東正義君) 地価の問題、先ほどお話がございましたが、愛知用水地区では農地を農地として売り出す程度が三千万ないし四千万、畑で二十万ないし三千万というのが現状でございます。これは農地を農地として売ります場合でございます。転用となりますればもっと高くなるだろうと思ひます。今先生おっしゃいましたように、将来どのくらいこれは上がるか想定をしておるかというお話でございますが、現在それはいたしておりませんが、ただ、現在地価の推移は、実はこれはもう少し長い目で見なければならぬと思ふのですが、三十三年から三十四年等に、農地を農地として売ります場合に、これは不動産研究所でございますから、前の勧銀ですか、調べたものは、田につきましては価格の下落したもの、あるいは持合ひの県が実は十九県、二十県くらい出ております。畑が二十二県でしたか、二十三県が価格が

政府委員(伊東正義君) 今の問題で

ございますが、なかなかむずかしい問題でございます。外国の例などでも、固なり地方公共団体がこういう土地改良などに使いました土地を転用する場合には、二十年またたいたもうちは、国に金を返さないといふような法律がある国もございます。日本ではまだそういうことはいたしておらず、わけてございしますが、いろんな経済事情で先生のおっしゃったようなことが出てくることは往々ございます。

それで先生のおっしゃいましたような場合に、工場誘致をしまして、負担の問題が、自分らの土地は受益地でなくなるのだから負担はしないといふようなことになって参ります。これは他の農民諸君に負担が重くかかりますから、それはそういうようなことのないように、もしもどうしても転用といふようなことがあれば、その場合の農民負担は、金を払って、ほかの農民負担にならぬようにしてもらふといううなことで、私は、愛知用水等につきましても、相模原と同じようなことが当然出ると思っておりますので、その点は弾力性を持たして考えてもいいのじやないかと思っております。ただ一ぺんそのでましました水を工業用水なり水道用水に使うという場合には、農業用水でありましたために、固なり県なりが非常に高い補助率を出して、安い水を使ったということがございますので、そういう場合には、すぐそういうものが、安いままで工業用水なり水道になるというところは、これは問題がございしますので、その点は、公団が中に入つて、水の料金の問題は操作すべきだといふように私は考えますが、工場誘致等がありましてその地方が繁榮

するといふことであれば、私は、そこは弾力性を持って考えてもいいのだと思っております。

○重政廣徳君 関連。今の問題でちょっと考え方を尋ねたいのですが、これから所得倍増が進むにつれて、農地が、目的変更で、あるいは道路とか工場敷地とか、あるいは宅地とかいふように他に転用せられる部分が多いうだらうと思ふのですが、もちろんこれは奨励すべきでないけれども、しかながら、一方でまたこれを農林省が強力に押えるといふことも、私は国家的の高い目から見たらできぬだろうと思ふので、問題が生ずるのは、今の国家が特別に農地として助成をしたのでございまして、これは今お聞きすると、工場敷地になる場合に、国家が投資した部分だけは一時的に国に返還をするところもあるといふように承つておるのでありますが、これは全国一律にそういう方針をとられておるかどうか。私はそれは当然だろうと思ふので、これは全国的に、あるいは永久にというわけにはいかぬでしょうが、今、承れば二十年といふような外国の例もあるが、何年にするか、適当な期間を設けて、その以内においてはゆるゆるに返還するといふことにせねば、政治として非常に公平を欠くといふような問題が生じてくるだろうと思ふ。これは私、農林省に、確信的にそうすべきではないかといふことを、二年くらい前にお話ししたことがあるのですが、これは至急に一つ私は確立してほしい。そうしてそういう金は、新しい開発とか新しい改良とかいふところに、どんどん向けてもらいたい、こ

う思ふのですが、現在あるいは取るところもあり、そのまゝのところもあるといふような現状ですか。あるいは急にそういうことを考慮せねばならぬといふお考えですか。その点ちよつとお伺い申し上げます。

○政府委員(伊東正義君) 今先生おっしゃいましたようなことは、干拓等については、これは国のかかったものは全部返してもらひまして、その土地を工場用地にやる場合には、国がかかった価格を最低にしまして、それ以上の価格で渡して、ほかの干拓地に使つておることは御承知の通りでございます。今年でも十七億ぐらいそういうことをやりまして、なお促進いたしております。ただ土地改良をやりましたところにつきまして、全部そういうことが行なわれておるかといふことになりますと、実は全部は行なわれておりません。話し合ひで、比較的相手が大きいような場合には、こういう金を使つたんだから返してくれ、そしてその金を別な市町村内の農地なり何なりを造成する場合に使うといふふうなことで、大きい実は相手に対しましては、比較的行なわれやすく現実にやつておることもございしますが、住宅ができませんとか何とかといふことになりまして、なかなか先生おっしゃるようになつておりません。それで一律にそういうことをやりましかどうか、外国の例も申し上げましたが、まだきめておりませんので、これは土地改良法等の全面的な検討の問題でありますので、そのとき一緒に検討したいと思ひます。ただなるべくそういうことにならぬように、新しく工事をやります場合には、もう明らかにこれは都市化する

といふようなところにつきましては、なるべく、団体等でございますが、新規なものやらぬで、そして農村地帯によいけい使用するように通知は実は出してありますが、法的に先生おっしゃったようなことは検討させていただきますと思ひます。

○重政廣徳君 干拓は特別会計法を設けるべきにそういう操作をできることに法律でなつておると私は了承いたしますのであります。だが今のこれは研究の余地が十分あります。私ほんとうに住宅の宅地になるものを取るかどうかといふようなことも取つて至当であるといふようにも考えておらないのです。これは取ることもある、取らぬところもあるといふようなことはおかしいのです。だからこれはそういう意味において、私はそのみならず非常に今度の農業基本法制定と同時に、その関連法として土地改良法というものを至急に改正せねばならぬといふような意見を持つて、そういう意見を申し述べたのでございしますが、これはもう議會も終末に近いのですが、来たるべきときには何でも一つ、そういういろいろの問題があるのでございしますから、土地改良法の改正を農林省は出すつもりであるかどうか、その局長としての氣持を、まあ、局長はそれまで、来年の議會まで農地局長をしておるとは思ひませんが、今日の農林省としての考え方を尋ね申し上げます。そういう段階に来ておるかどうか。

○政府委員(伊東正義君) 農業基本法が通過いたしますれば、あれの関係で私の局といたしまして一番関係しますのは、農地法それから土地改良法、自創法、資金の関係でございますが、この三つが一番関係ございします。それで今國會には農地法の問題として、基本法からすぐに農地の信託の問題でございまして、すぐに改正を要する問題がございしたので、とりあえず農地法だけ出したのでございしますが、今内部では自創法の資金をどういふふうにならぬ運用したいんだという問題と、土地改良法が、基本法であらうふうには整備整備といふことをうたわれておるのでございしますが、実は今申し上げましたような問題やら、団体の問題やらいろいろございしますので、今自創法と一緒に検討している段階でございします。

○河野謙三君 話が重複するかもしれませんが、せんけれども、浜口總裁は産業人です。それから、まあ伊東さん、役人を悪いと言ひわけじやないけれども、産業人はやっぱり借金をして仕事をしているだけに、先の見通しについては苦労しているから、先の見通しがややいわけですが、その浜口總裁も公団をお引き受けになった当時は、今日このように中京地区の産業界が変わると私は予想しておらなかつたと思ふのです。でありますから、私はこれは農林省も公団も非常に今予想されるような幾つかのことを考えられて弾力性を持った備えをされる必要があると思ふのです。それを私は言ひたい。具体的には言ひません。そこで、話は戻りますけれども、地価の問題ですが、これは浜口總裁も農村のことについては十分御調査願つていふと思ひますけれども、われわれ百姓にしようちゅう接しております、簡単にこういう計算をするのですよ。米は今一石一万四百

円ですが、大体三石とったとして、半年苦勞して百姓をやつて三石とつて三万一千二百円です。それには肥料をやつて農業をやつて、女子供もかり立てて、まあ機械化されたといつても十五人なり二十人の人手をかけて、俵に詰めて、リヤカーに乗つけて農協に持つて行つて、そうしてもらう金が一反で三万円内外です。だからいろいろ諸経費を引きますと残らないのです。非常にいわける工場の原価計算的に計算しますと残らない。ところがその稲を作る農地というものが今伊東さんのお話のように、かりに坪千円とされるので一反で三十万円です。これをはやりの投資信託なりまたは株を買つてしまつと、やはり税金を引きましても純益で二万何がしかになりますね、一年置けば、全く坪千円にいたしまして、もう、そういうふうには、稲は採算がいいの何のといひましても、これを現金化して利息を稼ぐのと、働いて米を作るのと、そろばんが合わないのです。それを坪千円にしてもそういう計算でありますから、これが坪二千円なり三万円になりまして、一反六十万円なり九十万円ということになりますと、全くこれはおかしいことになるわけなんです。そこで浜口総裁に百姓談義はおそれ入りますけれども、いわゆるおつかさん農業といふことになるんですよ。このごろ私は党の中でよく皆さんに話をしているのですが、私のところへ去年から三人同じ話を持って来た。いづれも精農家です。それはこういうことを言ってくるんです。私は女房と二人で村で精農家といたわねながら百姓やつてきた。大体三石何がしかはとります。しかし三石とつたらうて今申し上げ

たように三万幾らじゃないか。これを私がどっかに勤めに出て門衛か何かやつて、かりに六千円、七千円の安い月給もらつても、半年たては、五万五千円もらつて三万円もらえる。女房に百姓やらして、女房だけでやつて精農だとか何とか言われても二石は取れます。精農と精農の違いは一石だ。一石の差額は一万円じゃないか。だから河野さん、一つ就職の世話をしてくれないか。月給は五万五千円でも六万五千円でもよろしゅうございます、これなんです。こういう際になぜ私はこういうことを申し上げるかというと、よく愛知公団の地区におけるところの地価といふものを常に押さへ、またこの推移をよく測定しておかねない、私は今伊東局長にも申し上げたように相模原地区と全く同じ結果になると思う。そうしてせつてく国費を授けて皆さんが御苦労なすつてやつたところの事業が、その地区の農民から怨嗟の的になるという結果になることは、はなはだこれは総裁としても心外だろうと思つて、またわれわれもこの法案の審議に對して、今までいろいろやつて参りましたが、われわれも非常に期待に反することに、だからそれらの点について、これは私は申し上げたことはきかれて、今後の見通し、また総裁の今後この事業遂行にあつたての心がまえ等につきまして、何か御感想がありましたら、せつてかく名古屋からお下すつたのですから、ちよつとこの際お漏らし願ふれば私は大へん仕合わせだと思ひます。

知用水を始めてから完成まで名古屋を中心に中京地区の経済発展はこれはいふん変わるだらうとは予想してありましたが、いふん外に工場誘致とかいふことでいふん非常に変わつて参りました。つきまして、先ほど伊東農地局長から反響があるというのにも、農民から反響があるというのにも、なか微収が困難な場合もあると思ひます。私個人としては、さつき伊東農地局長の言われたように水を売るといふのがいいのじゃないかというふうな考えを持つておられますけれども、ただいまのところは既定方針でやつて参ります。十分に相模原の畑地灌漑地なんかに参考をいたしまして、できるように考へておられます。

○河野三三三 私はもうこれで申し上げることはないので、どうもただ浜口総裁、いろいろ立場上少しほんとうのことを言われていないと思つて、うすが、私はむしろ農地局長に申し上げますが、そんなには私に知られる必要はないと思つて、何と政府が悪いのでもなければ公団が悪いのでもなく、そんな今どき、五年はおろか来年の今ごろさへも予想がつかないことを立て、今後十五年、二十年先のことを予想しろと言つたつて、それで予想がつくものじゃない。変化があるのはあたりまえで、その変化に沿つてやればいい。何もだんごを食つたら彼岸とはきまらない、いろいろありますよ。だんごを食つたつて彼岸じゃないのはあたりまえだから、私は要するにそんなことはあまりとらわれないで、何れたい。むしろ一ぺんきめると、何

だかんだ酢だコンニャクだといひわけ言つていける間に、どんどん深みに入つていくわけ、私は、今農地局長なり浜口総裁は先の見通しについてある程度いろいろの変化を予想しておられるなら、それに対して私はむしろ自由自在に一年前にはこういうことを言つたけれども、今度こうなつたということ言つていいと思つて、さつき、むしろそういうことを考へることが、その土地の農民の期待に沿ふことであつて、私は相模原のことだけ申し上げましたが、相模原に限らず全国にこういう問題がある。土地改良をやつて大い早く五年間、長いもので十年、十五年かかつておる。十年、十五年前に予想しない事態になつておるといふことはもう全国的なことですよ。その場合に、今重政さんのお話がありましたけれども、国の金がかかつておるから、そのかけた土地はどうにもならないということ、かえてその土地の産業の発展を阻害しているようなこともあるので、しかも、今度の愛知公団の場合は非常に区域も広いし、日本の産業界からいへば、非常に中京中心にして国力の伸展に大いに影響があるところですから、はなはだお説教がましいことを言つておそれ入りますけれども、もう少し、きょうは東さんなり、森先生もおられるけれども、別に野党とかとやうな方ばかりですから、案外気持で、かなりしつこいようですけれども、御意見をお漏らし願ふればけっこうです。それはよそじゃないかといふことでもけっこうです。要するに私の言わんとするところは、おわかりと思ひますから、どうぞ一つ御理解願ひたい。

○政府委員(伊東正義君) 行政の運営を、なるべくそのときの社会経済情勢に合つたように弾力的に運用しろといふお説教だと思ひます。あおり無原則に自由自在といふのも何でございませうが、やはり国になるべく損をかけないとか、あるいは農民負担は従来より重くしない、あるいはその地方の発展のために農業以外のものに考へてもいいことですが、それはいろいろ原則的に考へられることを中心にしまして、やはりそのときの情勢で行政を運用していくといふことは、私も必要だと思ひますので、十分その点は注意いたします。

○委員(藤野繁雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(藤野繁雄君) 速記をつけ。

本案については、午前はこの程度で、午後は一時半から再開いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後三時二十二分開会

○委員(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法案(衆第四六号、衆議院提出)を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(藤野繁雄君) 速記を始め。

○重政廣徳君 急傾斜地帯振興法が上

程になっておりますが、この法案に基づく事業は、農業基本法で言うところの地域差を縮小する唯一の事業と私は思っております。予算面では一括して包含されておる。農地局長は一つ伺いますが、この予算を農林大臣が年々割り当てて急傾斜法に基づく区域には幾ら、湿田地に割当てる費用は幾ら、こういうふうな予算が成立した後に割当てる事業を施行いたしておる。説明によりますと、おのこの事業は五〇％進行しておる地域、あるいは三〇％だけまでしか進行しておらない地域、こういうふうな事業の進捗状況が非常に異なっております。これはどうも私には合点がいかないで、どうも基本のもとにその割当をやっているか。あるいはその地域の政治力によって割当を左右しているか。私もそういうことは思いたくはないけれども、その原因はつきりしない、基礎がはつきりしないので、どういう考え方で割り当てるか、こういうことを一つお尋ねいたします。

○政府委員(斎藤誠君) 私から各特殊立法における一般的な進捗状況と、それからその進捗率を示しております状況をお説明申し上げて、なお具体的に農地局長から御答弁願うことにいたします。

御指摘の通り積算が五九・二％、これは三十六年度までの進捗率になるわけでございますが約六〇％、それから湿田単作が五三・七％、それからそれに続いて急傾斜が三六・八％、海岸砂地が三四・六％、畑地が三九・二％、こういうことに相なっているわけでございます。このような進捗状況が、どうしてこのようになったかということでは、

○重政廣徳君 これは私は、年限にも一、二年の差がある、それで早くやつたところは進捗率がいいと、これはまあ受け入れられます。受け入れますけれども、その次の、振興局長は畑と水田を比較せられたが、これはあるいは畑地においてはそういう申請の何が水田、湿田の区域よりも差があるということ、それは、それも多少認めますが、あるいは急傾斜の地帯とかいうようなものは、そういう差があるはずがない。おそろく要求に対して半分も行っておらず、年度がたつておると思つておる。だから、それは何も知らぬ人に対する御答弁ならいけれども、私に対する答弁じゃ、私は黙つておろうと思つたけれども、ちょっとおかしいです。要するに、たしか急傾斜と湿田は年度があまり開いておらぬように思いますが、それで進捗率が五十台と三十台というのは、これはどういふことになっておりますか。なお、三十六年度の割当、これはやはり面積に対するものか。総事業計画費に対するものか。今年度は何パーセントというように行くべきだろうと思つて、その年度の原

○河野謙三君 私は重政先生のようには、知つていて質問するのではなく、知らなくて質問するのですから、その意味で御答弁願ひたいのですが、急傾斜のことで伺いたいのですが、たしか急傾斜の法案は、今二十七年とか八年とかおつしやいましたけれども、今はなくなりましたけれども、愛媛県選出の薬師神先生が中心にこれをおやりになった。ところが、その当時は、食糧事情の關係もございまして、たしか米麦地帯を優先して、この優先順位をきめて採択をして参つたと思つたのです。最近食糧事情も変わつてきたし、違つてきたと思ひますが、そこで私伺いたいの、三六％の進捗率だとおつしやいましたが、全体の対象面積に対して三六％だと思つたのですが、急傾斜の対象地帯の現状の作物別の、大きく分けて一般作物、果樹、そういふふうに分けて、どういふふうな比率になっておるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) お話し通り、急傾斜地帯におきます主要な作物としては、事業計画に果樹振興施設なんかも入っておりますので、果樹等が多いと思ひますが、しかし、段々畑でイモを作るとか、あるいは麦が入つておるとかいうような作物も相当あると思つてございまして。具体的な資料を持ち合わせておりませんので、お答えしかねるのでございますが、ただ急傾斜地帯の振興法の中で、振興計画というものを立てます事業といたしましては、農地の保全改良に関する事業だとか、つまりエロージョン防止ということを中心におきました事業が中心でございまして、そのほか農業用道路の整備その他過重労働の軽減に関する事業、つまり、段々畑でありますとか、急傾斜地でありますので、ケープルを作るとか、そういうふうな労働軽減のための事業、そのほか農業技術の改良及び農業経営の合理化に関する事業というのがございまして。今進捗率を申し上げましたのは、実は具体的に項目がきまつておるわけではございまして、たとえば団地管灌漑排水としては、事業量は約一万五千五百町歩をやる、それに対して現在までどうなつてゐるか、それから耕地整理としては、約八千五百町歩をやる、それを現在だけ行なつておるか、それから農地保全では九万六千町歩を対象としておる、それが現在までどういふ進捗率になつてゐるかというように、項目が先ほど申し上げましたような事業に依りてきまつておるわけではございまして、それ以外には、小圃地の補助事業であるとか、あるいは小圃地開発整備事業、當農試験地事業、これだけがいわゆる急傾斜地の振興計画の事業として上がつておる項目でございまして。これが現在までの予算でどのように進捗してきたかというの、先ほど申し上げた進捗率でございまして。

○河野謙三君 古いことで私忘れてしまつたのですが、急傾斜の對象地域といふものは、一定の傾斜度から割り出して、全国にそれに当てはまる反別がどのくらいあるということを出したものであつて、それに対して幾らと、こういうことを言つておるのではないのですか。私は聞いて伺いますが、たしか急傾斜の對象地域といふのは、一定の傾斜度の基準があると思うのですよ。それが、これは非常によい事業ですから、将来傾斜度をさらに緩和して、もっと對象地域を広げてやつていくということを農林省はお考えになつてゐるかどうかということ。それからもう一つは今三六事業が済んだところ、三六の今までやつたところですね。これは一体果樹地帯、一般農業地帯、こういうふうに分けて、私は大部分果樹地帯じゃないかと思うのです。それからどこはわかりませんが、さらにもっと伺いますが、今度の農業基本法の精神にこたえて、これからまず作物を今までは平等に扱つておつたのを、むしろ果樹地帯を優先して、この予算の割当のときに優先してやると、また同じ果樹の中でも、特に何が優先するかしらぬけれども、ミカンがよいとか何がよいとかというふうなことまでお考えにならなきやならぬじゃないか、それが農業基本法の精神にこたえるゆゑんでもある、こういうふうにお考えですが、それやこれや、何か今お考えになつてゐることにつきまして、この際お漏らし願えれば大へんけっこうです。

○政府委員(斎藤誠君) 第一点の急傾斜の基準が何かあるんじゃないかという御質問でございますが、その通りでございます。大体傾斜度十五度以上、それから土壌の流亡率二五%以上、または流亡の年の速度が三ミリ以上とか、こういう農地につきまして、その農地が二十町歩以上連続して存在しているような農地が、総耕地面積の三分の二以上を占めるような地区を指定するということになっております。それから事業の中の進捗率に応じてどういう作物別の地帯にどういふ進捗率を示しておるかという点でございますが、これは今資料を持ち合はせておられますので、いずれまた資料を作りまして先生に差し上げたいと思ひます。

第三点の、今後こういう急傾斜地帯には、果樹の振興を考へるべきではないか、お話しに通じてございまして、現実にはそういう方向に進んでおると思ひます。ただ先ほど申し上げましたように、急傾斜に現在の法律で取り上げるべき事業というのが、大体先ほど申し上げましたような事業になつておるわけでございます。そして面積も、対象もきまつておるわけでございます。従つてわれわれといたしましては、かりにこの法案によりまして期限が延長されるということになりますならば、あらためて審議会にかけ今後事業計画をお諮り願ひ、こういうことになつてございまして、事業としてはそういうことで確定しますれば、今先生のお話しになりましたような重点的に、その中でどういふうな進度でやつていくかという問題になろうかと思ひますので、指導上そういうことも留意しながら検討して参りたいと、かように考えております。

○河野謙三君 いま一つ御答弁なかつたのですが、条件緩和、これは果樹振興上、これは今まできまつた十五度の傾斜とか、連続して二十町歩とかいうことでなしに、無制限というわけにいかぬでしようけれども、わずかずつ条件緩和、またさなきや例外措置といふような点を考えるべき時期じゃないかと思ひますが、そういうことはまだ全然お考えになっておりませんか。

○政府委員(斎藤誠君) 今さしあたり検討事項の中に入つておりませんが、先ほど申し上げました、いずれまあ審議会でも今後の計画を立てるといふことになるわけでございますので、その際そういう問題や、それからそれ以外の、この法案の運営について、いろいろの御注文があるわけでございますので、あわせて検討したい、かように考えております。

○堀本宣実君 今振興局長のお答を聞いていますと、急傾斜地帯は主として果樹等をやつておるだろう、これは確定的なお話ではない、想像のようであります。案外やつていないのですよね。そこが大へん違ふ。急傾斜地帯といふのは各県にあるわけでありまして、主として果樹のやれるような急傾斜地帯といふのは西日本に多いのであります。そこで、これらの急傾斜地帯のあります所在地は全く四百メートルの低いところまで耕して、いかに貧乏なかをこれによつて知るといふ詩がございまして、それほどに貧乏なのであります。従つて、永年作物である果樹等をやつておるとお思ひになりますと、これは私は違ふ。それはやつていないというのが、やれないという状況だ。それには理由がいろいろあります。つまり畑の、耕地の面積よりも石がけの面積の方が広いというのが、大急傾斜の十五度以上ということになりますと、そういうことになるわけでありまして、

そこで私は、ここで提案をし、御意見を伺いたいと思ひますが、将来、たゞいま河野委員のお話しのうちに、果樹振興ということに選択的拡大といふような立場からもおいい進んでいって、これを利用しなきやならぬ立場になると思ひますが、これには、十五度以上の傾斜を持つてゐるために、海岸から吹き上げる風にこたえないということが、いわゆる果樹を植えない。植えられないという理由の一つ。それから、永年作物で農業であるといふことで、いろいろの品種を選ばないといふこと、この二つが大きな理由なのであります。従つて防風林といふようなものが、この急傾斜地帯農業振興臨時措置法によつて、防風林に対しては助成なり援助なりをしてやれる道が、今の法律で可能だと思ひますが、予算をつけさすれば、そういう解釈ができるというふうなうに解釈いたしますが、それはどういふうに解釈されますか。今の法律ではできないといふことなら、法律の改正で防風林といふようなものの助成もあわせて行なつて、将来の果樹振興にこたえてやる、それがこの急傾斜の振興の大きな理由にもなるのだといふうに私は考えますが、どういふうに解釈されますか。

○政府委員(斎藤誠君) まあ、私の急傾斜についての若干の認識が違ふようでございますが、私は神奈川県、静岡県の急傾斜地帯における果樹を想像して申し上げたわけでございます。もちろん、西日本におきましてイモ、あるいは麦、普通作で非常に急傾斜の地帯にあることもあることを承知いたしております。今の御質問の点でございますが、急傾斜に直接防風林がどのような役割をするかということにつきましては、検討させていただきたいと思ひますが、法律上何も排除するということにはならないと思ひます。

○堀本宣実君 今お答えになりましたが、将来防風林についても助成の道が法律上可能であるといふことであります。するならば、予算上の措置が将来考へられていけるべきである。また、そういうことが果樹振興法と急傾斜地帯の農業振興には大きい役割を果たすのであるといふことを十分に御考慮をお願いいたします。

次に、もう一つ伺つておきたいと思ひますが、急傾斜地帯と湿地単作、海岸砂地と畑地農業振興、この四つが議題になつておる。そこで、これらの提案理由の説明によりまして、主として積雪寒冷地帯の農業振興といふものと歩調を合わせるために四年で切つた、これはよくわかるのですが、ただ先をそろえるといふだけの役割では、私は少し物足りないような気がするものであります。単作地帯、湿地単作が二百二億の事業が三十六年度を含めて行なわれておるといふことであり、急傾斜地帯におきましては、その進捗率は三〇%で四〇%に足りないといふことなので、進捗率も従つて低い、また金も、今までの事業量の絶対額においても大へん少ないと私は思ふ。これは見方によればただこういう、これだけの数字の見方ではないに、これらの海岸砂地とか、

あるいは急傾斜地とか、あるいは単作地帯、ことにこの畑作振興というようなどころの農業は大へん弱いのですね、大へん弱い。ですから地域的な立場でいろいろな考案なり、あるいは研究なりを将来基本法等ができましたら、研究が行なわれ、勘案され、地域差をなくするという立場に立つてこれらの振興法が行なわれるということ

この補助率が低いために、もっと振興がはかられるべきものははかられないということがありますので、この遺憾なき処置を期するというのが補助率の改訂が大へん大きな仕事のうちであるというふうに考えますが、どうお考えになりますか、御意見を承っておきたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 今おっしゃいましたように畑地、その他急傾斜等が地元負担が少なくおっしゃいますことはそういう地帯が多いと思ひます。さつき重政先生からも御質問がありました。実は地元の配分をやりますと、地元の負担が多くなります。これは地元の負担を少なくする法律でございまして、それで実は団体につきま

題に關連して一言だけお伺いします。が、低開発地域の場合に於ては、公共事業については非常に政府の負担をふやして、県の負担を少なくするといふ、そういう法案が通るわけですが、その場合に今の農林関係、特に今議題になっている急傾斜地であるとか、湿地単作であるとか、こういう方面の公共事業についての補助率は、県によつて違ふのかどうか、その辺はどういうふうにお考えになつてゐるのか、その点伺ひます。

○政府委員(伊東正義君) 後進地域の関係は、これは県の負担につきましては、県の負担を少なくする法律でございまして、それで実は団体につきましては、県はほとんど負担しておらぬといふのが現状でございまして、あの法律ですぐに団体までいきますかどうかというところは、これは非常に疑問がございまして、普通の考えでいきますと、これは県が持つべき負担を財政力の関係で国がかわつて持つてやるというふうな法律でございまして、団体ものにつきまして、あれですぐ補助率が上がることは私も考えておりません。それで今の畑地その他につきましては、別途のことを考えなければならぬのではないかと、団体につきましては、そのように思つております。

○東蘆君 期限を延長して合わせるようであります。この際農林省所管でない企画庁所管になつておる特殊土壌法、これも私は一緒にされる必要があるといふ、こういうような気がするわけでありまして、これはシラスあるいはコラあるいはボラですか、そういうような土壌の問題を中心にして、非常に地方的なものでありますけれども、火山

あるいは急傾斜地とか、あるいは単作地帯、ことにこの畑作振興というようなどころの農業は大へん弱いのですね、大へん弱い。ですから地域的な立場でいろいろな考案なり、あるいは研究なりを将来基本法等ができましたら、研究が行なわれ、勘案され、地域差をなくするという立場に立つてこれらの振興法が行なわれるということ

○政府委員(伊東正義君) 後進地域の関係は、これは県の負担につきましては、県の負担を少なくする法律でございまして、それで実は団体につきましては、県はほとんど負担しておらぬといふのが現状でございまして、あの法律ですぐに団体までいきますかどうかというところは、これは非常に疑問がございまして、普通の考えでいきますと、これは県が持つべき負担を財政力の関係で国がかわつて持つてやるというふうな法律でございまして、団体ものにつきまして、あれですぐ補助率が上がることは私も考えておりません。それで今の畑地その他につきましては、別途のことを考えなければならぬのではないかと、団体につきましては、そのように思つております。

○政府委員(伊東正義君) 二つ御質問ありまして、最初は特殊土壌について南九州だけじゃなくて、全国的に及ぼすべきじゃないかということと、ボラ、コラ、花崗岩の風化土といふようなことでございまして、現在では四国、中国、それから最近富士山麓辺りまでがあの特殊土壌法で指定になつております。まだ東北とか北海道の方の土壌についてはございせんが、西の方のほとんどそういう地帯は入つております。全国的にやりますかどうかの問題は、これは所管が違ひますので何でございまして、また経済企画庁とも相談いたしてみたいと思ひます。で、あの性格がどうかといふと、災害防止といふことが中心に考えられたというふうなことが中心に考えられたというふうな花崗岩の風化でございまして、

○東蘆君 あつた、私を私を視察をしたことがあるのであります。災害を防止するということに中心を置いてゐることは事実でありますけれども、問題は火山灰地の特殊なものなんでありまして、もう全国的にこれはあるのですから、私は相当広範に及ぶと、同時に、風化を地帯で、これを広げてい

あるいは急傾斜地とか、あるいは単作地帯、ことにこの畑作振興というようなどころの農業は大へん弱いのですね、大へん弱い。ですから地域的な立場でいろいろな考案なり、あるいは研究なりを将来基本法等ができましたら、研究が行なわれ、勘案され、地域差をなくするという立場に立つてこれらの振興法が行なわれるということ

○政府委員(伊東正義君) 二つ御質問ありまして、最初は特殊土壌について南九州だけじゃなくて、全国的に及ぼすべきじゃないかということと、ボラ、コラ、花崗岩の風化土といふようなことでございまして、現在では四国、中国、それから最近富士山麓辺りまでがあの特殊土壌法で指定になつております。まだ東北とか北海道の方の土壌についてはございせんが、西の方のほとんどそういう地帯は入つております。全国的にやりますかどうかの問題は、これは所管が違ひますので何でございまして、また経済企画庁とも相談いたしてみたいと思ひます。で、あの性格がどうかといふと、災害防止といふことが中心に考えられたというふうなことが中心に考えられたというふうな花崗岩の風化でございまして、

○政府委員(伊東正義君) 二つ御質問ありまして、最初は特殊土壌について南九州だけじゃなくて、全国的に及ぼすべきじゃないかということと、ボラ、コラ、花崗岩の風化土といふようなことでございまして、現在では四国、中国、それから最近富士山麓辺りまでがあの特殊土壌法で指定になつております。まだ東北とか北海道の方の土壌についてはございせんが、西の方のほとんどそういう地帯は入つております。全国的にやりますかどうかの問題は、これは所管が違ひますので何でございまして、また経済企画庁とも相談いたしてみたいと思ひます。で、あの性格がどうかといふと、災害防止といふことが中心に考えられたというふうなことが中心に考えられたというふうな花崗岩の風化でございまして、

○東蘆君 あつた、私を私を視察をしたことがあるのであります。災害を防止するということに中心を置いてゐることは事実でありますけれども、問題は火山灰地の特殊なものなんでありまして、もう全国的にこれはあるのですから、私は相当広範に及ぶと、同時に、風化を地帯で、これを広げてい

あるいは急傾斜地とか、あるいは単作地帯、ことにこの畑作振興というようなどころの農業は大へん弱いのですね、大へん弱い。ですから地域的な立場でいろいろな考案なり、あるいは研究なりを将来基本法等ができましたら、研究が行なわれ、勘案され、地域差をなくするという立場に立つてこれらの振興法が行なわれるということ

○政府委員(伊東正義君) 二つ御質問ありまして、最初は特殊土壌について南九州だけじゃなくて、全国的に及ぼすべきじゃないかということと、ボラ、コラ、花崗岩の風化土といふようなことでございまして、現在では四国、中国、それから最近富士山麓辺りまでがあの特殊土壌法で指定になつております。まだ東北とか北海道の方の土壌についてはございせんが、西の方のほとんどそういう地帯は入つております。全国的にやりますかどうかの問題は、これは所管が違ひますので何でございまして、また経済企画庁とも相談いたしてみたいと思ひます。で、あの性格がどうかといふと、災害防止といふことが中心に考えられたというふうなことが中心に考えられたというふうな花崗岩の風化でございまして、

○政府委員(伊東正義君) 二つ御質問ありまして、最初は特殊土壌について南九州だけじゃなくて、全国的に及ぼすべきじゃないかということと、ボラ、コラ、花崗岩の風化土といふようなことでございまして、現在では四国、中国、それから最近富士山麓辺りまでがあの特殊土壌法で指定になつております。まだ東北とか北海道の方の土壌についてはございせんが、西の方のほとんどそういう地帯は入つております。全国的にやりますかどうかの問題は、これは所管が違ひますので何でございまして、また経済企画庁とも相談いたしてみたいと思ひます。で、あの性格がどうかといふと、災害防止といふことが中心に考えられたというふうなことが中心に考えられたというふうな花崗岩の風化でございまして、

○東蘆君 あつた、私を私を視察をしたことがあるのであります。災害を防止するということに中心を置いてゐることは事実でありますけれども、問題は火山灰地の特殊なものなんでありまして、もう全国的にこれはあるのですから、私は相当広範に及ぶと、同時に、風化を地帯で、これを広げてい

あるいは急傾斜地とか、あるいは単作地帯、ことにこの畑作振興というようなどころの農業は大へん弱いのですね、大へん弱い。ですから地域的な立場でいろいろな考案なり、あるいは研究なりを将来基本法等ができましたら、研究が行なわれ、勘案され、地域差をなくするという立場に立つてこれらの振興法が行なわれるということ

○政府委員(伊東正義君) 二つ御質問ありまして、最初は特殊土壌について南九州だけじゃなくて、全国的に及ぼすべきじゃないかということと、ボラ、コラ、花崗岩の風化土といふようなことでございまして、現在では四国、中国、それから最近富士山麓辺りまでがあの特殊土壌法で指定になつております。まだ東北とか北海道の方の土壌についてはございせんが、西の方のほとんどそういう地帯は入つております。全国的にやりますかどうかの問題は、これは所管が違ひますので何でございまして、また経済企画庁とも相談いたしてみたいと思ひます。で、あの性格がどうかといふと、災害防止といふことが中心に考えられたというふうなことが中心に考えられたというふうな花崗岩の風化でございまして、

○政府委員(伊東正義君) 二つ御質問ありまして、最初は特殊土壌について南九州だけじゃなくて、全国的に及ぼすべきじゃないかということと、ボラ、コラ、花崗岩の風化土といふようなことでございまして、現在では四国、中国、それから最近富士山麓辺りまでがあの特殊土壌法で指定になつております。まだ東北とか北海道の方の土壌についてはございせんが、西の方のほとんどそういう地帯は入つております。全国的にやりますかどうかの問題は、これは所管が違ひますので何でございまして、また経済企画庁とも相談いたしてみたいと思ひます。で、あの性格がどうかといふと、災害防止といふことが中心に考えられたというふうなことが中心に考えられたというふうな花崗岩の風化でございまして、

○東蘆君 あつた、私を私を視察をしたことがあるのであります。災害を防止するということに中心を置いてゐることは事実でありますけれども、問題は火山灰地の特殊なものなんでありまして、もう全国的にこれはあるのですから、私は相当広範に及ぶと、同時に、風化を地帯で、これを広げてい

るようなそういうことを考える必要はない、こういう考え方を持つものですか、特にこの関係を総括される意味においてもお考えを願いたい、こう考えるわけです。

○政府委員(伊東正義君) 先生計画の内容を御承知と思うのでございますが、実は土地改良の關係のほかに、あれは治水の關係が実はだいぶ入っております。それで特に企画庁がお世話するということになりましたのは、建設省の關係の治水の計画が非常に大きく入りますし、そういう關係で農林省が主管していくということよりも、いろいろな各省の關係で企画庁になったのだらうと私は思います。それで、その点は先生のおっしゃいますように、土地改良だけ持つてきまして農林省がやりますか、今のような形で治水その他含めまして企画庁がやった方がいいという問題はございますので、これはもう少しその点は検討させていただきたいと思ひます。

○委員長(藤野繁雄君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員長(藤野繁雄君) 次に、愛知用水公団法の一部を改正する法律案(閣法第一四〇号、衆議院送付)を議題といたします。

本案に対する質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。速記をとめて。

午後四時四分速記中止

午後四時二十五分速記開始

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ

て。本件については、本日はこの程度としてこれをもって散会いたします。

午後四時二十六分散会

昭和三十六年六月十二日印刷

昭和三十六年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局